

## 建物跡の年代は明確になるか―中近世掘立・堅穴の年代決定の手続き―

関根達人

### はじめに

中世・近世を対象に、建物跡の年代決定方法を整理するとともに、建物の年代を明確にするにはどういふ点に心がけて調査すればよいか、話をしたいと思います。

中近世の建物跡を調査した多くの方は、建物の年代決定に苦慮された経験をお持ちなのではないかと思われます。年代決定を難しくしている主な要因は、次の三点にあると考えられます。一つは建物に共伴する遺物が少ないこと。また共伴したとされる場合であっても、共伴関係の認定自体に曖昧さが残る場合が少なくないこと。二番目としては、北東北の城館跡において特に顕著なものかもしれませんが、同じ場所が長い間継続的に使われていることで、遺構の重複が激しく、個々の建物を抽出しにくいこと。三番目としては、原始・古代の建物に比べて、階層性の問題を含め、建物の機能が分化していて、建物の型式と年代とが単純に結びつかないこと。こうした点が、中世・近世の建物跡の年代決定に際して、マイナス要因として働いていると思われる。

最初にマイナス要因ばかりをあげましたが、逆にプラス要因はないのか。ここでは三つほど挙げておきます。一つは古文書や絵図など文献史料、伝承などの古記録が使えること。この点は原始・古代の建物では難しいことで、利点であろうと思います。二つめとしては建築年代のわかる古建築物との比較が可能な場合があること。三つめは、整地や屋敷を囲む堀の掘削など、建物の造営に際してさまざまな土木工事が行われた結果、建物跡だけでなく建物に関連する遺構も建物の年代決定の際の手がかりになることがあげられます。

古文書や絵図を活用する場合、当然、建物自体に関する記録があれば良いわけですが、そうした資料はなかなかありません。その場合、建物そのものでなくても、建物の居住者や建物を含む屋敷、村に関する記録も使えるでしょう。さらに建物の造営・修復・廃絶、屋敷の移転、村の変化、居住者の動向といったものに加え、間接的にですが、火災・水害・地震・噴火など、実際の発掘調査で痕跡を確認できる災害の記録も使えるのではないかと思います。古建築物との比較では、建物が失われてしまっている場合でも、建物の記録図面類（新旧含めて）が使えるでしょう。建物以外の遺構から出土した遺物ですが、中近世の遺跡では、ほとんどの場合、直接建物跡に伴う遺物は多くありません。で、建物に付随する諸施設から出土した遺物が年代決定の際に重要な役割を果たしているわけです。

以上、年代決定をする上でのプラスとマイナスの側面をみてきましたが、次に具体的に、建物跡の年代決定のための手続きと方法について考えてみたいと思います。

## 一 年代決定のための手続きと方法

### 1 年代推定の手順

通常、建物に関連する遺物や古記録、さらに理化学的な年代測定、建物の建築様式といったものにもとづいて、建物跡の年代は決定されます。実際には、検出した遺構の掘り込み面や切り合いなどから新旧関係を捉え、さきほどの要素を総合的に判断して年代を推定しています。さらにこれらの情報が期待できない建物跡に関しては、建物の方向や建物相互の位置関係などから同時期に機能していたと推定される建物を抜き出し、共伴遺物などから年代の判明する建物と同じ時期にあてたり、建物跡の変遷が何段階あるのかを明らかにしたうえで、遺跡から出土した遺物の年代幅の中で建物の年代を限定していくという操作をしたいと思います。例えば、直接建物に伴う遺物は無いが、建物の変遷が三時期捉えられる遺跡で、遺構外から十五・十七・十八世紀と大きく三時期の遺物が出土した場合、建築様式などの点で特段矛盾点がなければ、多少乱暴なようですが、最も古い建物を十五世紀、中段階の建物を十七世紀、新段階のものを十八世紀と、比定するでしょう。

私自身、この春まで仙台城の二の丸跡の調査を担当しておりましたので、次にその経験をお話しし、具体的に建物跡の年代決定の手順をご理解いただきたいと思います。取り上げますのは、一九九四年から翌九五年にかけて、東北大学埋蔵文化財調査研究センターが調査した、仙台城二の丸北方武家屋敷跡第4地点の遺構です。この調査につきましては、二〇〇〇年に、センターより刊行されました『東北大学埋蔵文化財調査年報一三』に本報告がまとめられております。

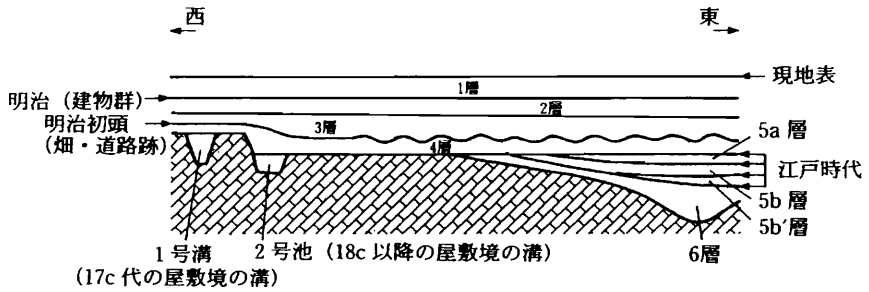
この地点は、仙台城二の丸跡の北側隣接地で、南側は二の丸の外堀に、東側は広瀬川によって形成された段丘崖に面しております。江戸時代には、四、五〇〇石クラスの家臣層の屋敷地として利用されており、現在残されている城下絵図から、少なくとも四人以上の居住者の名前が判明しています。調査区の西端では、屋敷境の溝や塀跡が検出され、絵図との対比から、調査区の東西はほぼ一つの屋敷のそれに相当し、屋敷の半分近い面積を調査したことになる

と思われます。

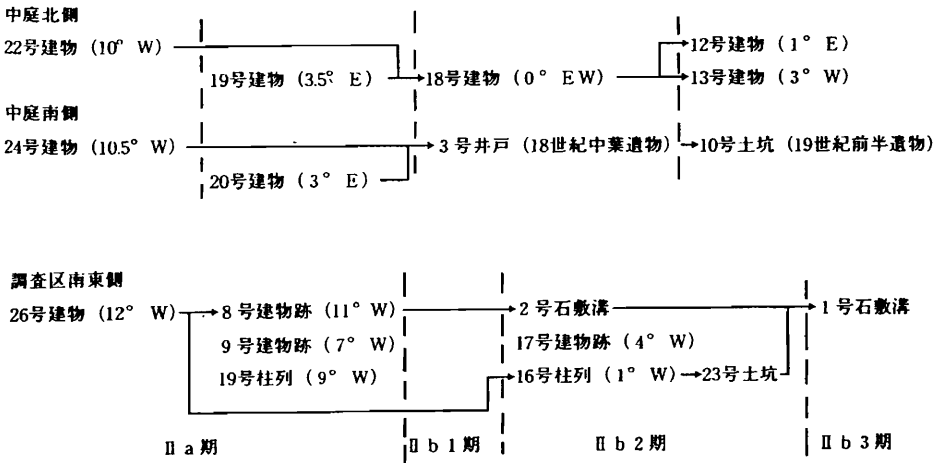
屋敷地は、東側の段、丘崖に向かって緩やかに傾斜する場所にあたります。そのため、江戸時代を通じて部分的な整地が行われており、調査区の西側では地山（6層）の上に直接近代以降の層がのっているのに対して、東側には上から5a、5b、5b'層の3枚の江戸時代の整地層があります（第1図）。遺構の重複が著しかったこともあって、整地層上面での遺構確認は困難を極めました。そのため、残念ながら、現場で建物跡や柱列として認識できた柱穴はごく少数にとどまり、調査後の図面整理の段階で、柱穴の列びや柱間間隔、柱穴の形状や埋土の特徴などを手がかりに、多くの建物跡や柱列を認識した次第です。図面整理の段階で、明らかに一つの建物を構成すると思われる柱穴を、必ずしも同じ面で確認できていないということに気づきました。調査時に、整地層の各面で、その面から掘り込まれた遺構を、捉え切れてなかったことが明白です。特に5a層上面での遺構検出率は低く、基本層序の断面図で検証し得た遺構以外は、現場で確認した掘り込み面は確実性を欠く結果となつてしまいました。問題はそれだけにとどまらず、遺構を各面で十分に認識できなかったが故に、各整地層出土として取り上げた遺物の中に、その整地層を切つて掘り込まれていた遺構の埋土に本来帰属すべきものが混入してしまつた可能性があります。結果的に、各整地層と遺構の掘り込み面の関係を基準に遺構の変遷過程を検討することは困難と思われました。また、遺構出土の遺物が概して少なく、遺物から遺構の年代を特定できたのは、井戸や土坑のごく一部だけです。したがって、遺構の切り合い関係や、柱間寸法・方位などの共通性に基づき、遺構の変遷を想定し、その上で、基本層序の断面図から掘り込み面が確実な遺構をもとに、改めて整地層との対応に矛盾がないか検討しました。

柱間寸法に着目すると、六尺五寸を使用する遺構は、全て六尺三寸の遺構より古いことが確認でき、逆の切り合い関係は認められませんでした。そこで、時期によって使用される基準尺度が変化したものと判断し、六尺五寸を使用

第1部 掘立と堅穴を考える



第1図 仙台城二の丸北方武家屋敷跡第4地点の基本層序模式図  
(東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2000)

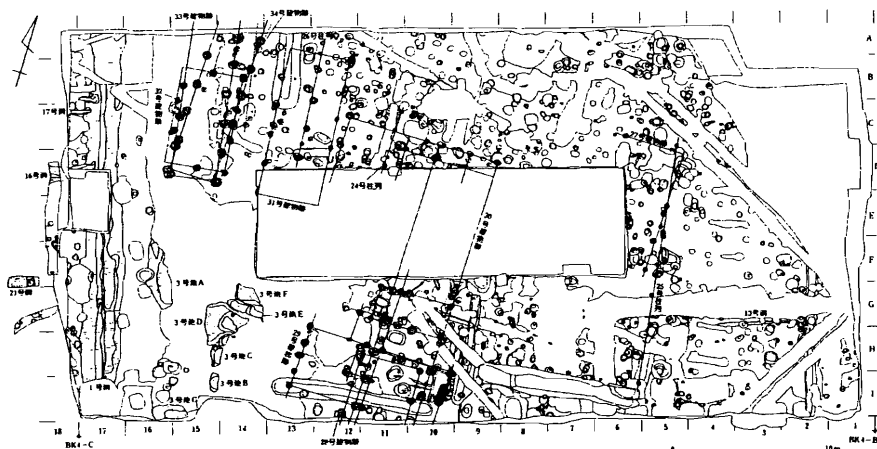


第2図 仙台城二の丸北方武家屋敷跡第4地点II期の遺構変遷図  
(東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2000)

建物跡の年代観は明確になるか

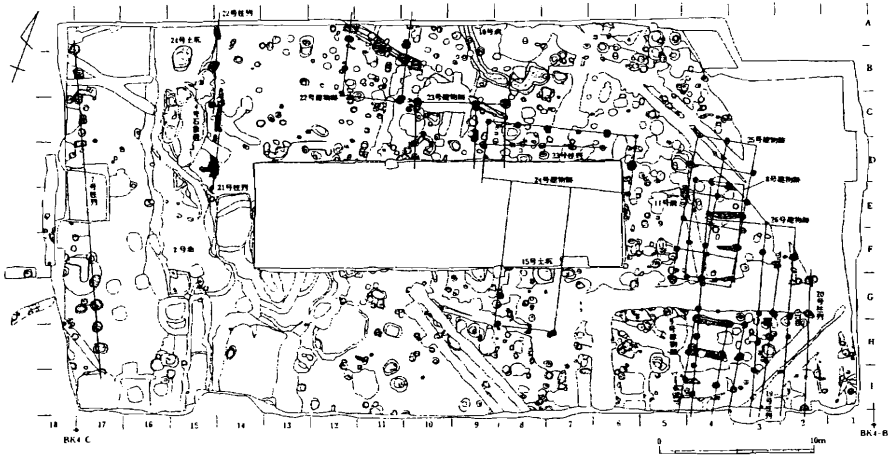


I a 期 (17 世紀前半)

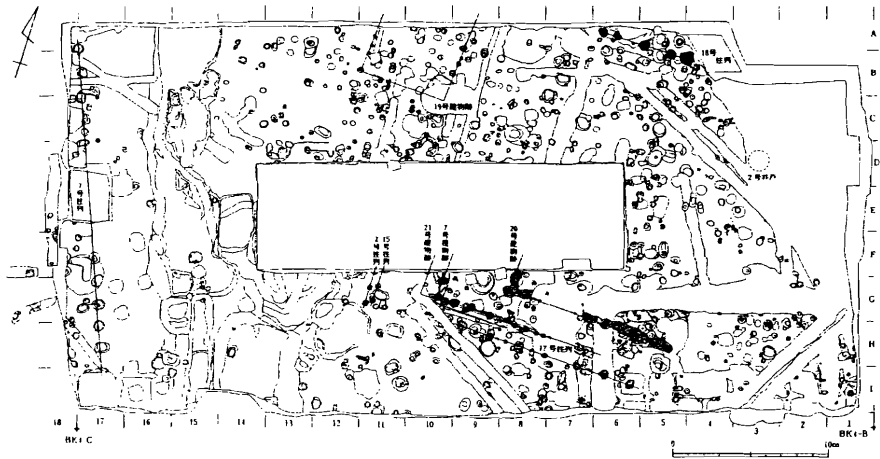


I b 期 (17 世紀中葉～後葉)

第3図 仙台城二の丸北方武家屋敷跡第4地点遺構変遷図(1)  
(東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2000)



II a 期 (17世紀末葉～18世紀前葉)



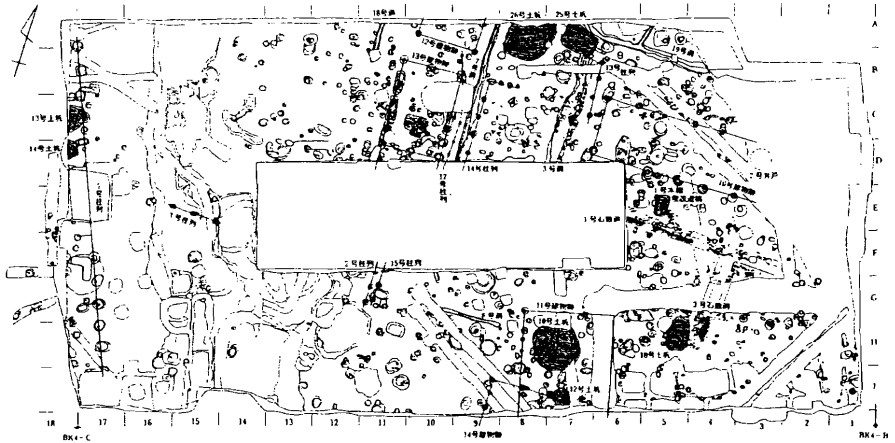
II b 1 期 (18世紀前葉～中葉)

第4図 仙台城二の丸北方武家屋敷跡第4地点遺構変遷図(2)  
(東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2000)

建物跡の年代観は明確になるか



Ⅱ b 2期 (18世紀中葉)



Ⅱ b 3期 (18世紀後葉～19世紀中葉)

第5図 仙台城二の丸北方武家屋敷跡第4地点遺構変遷図(3)  
(東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2000)



する時期をⅠ期、六尺三寸を使用する時期をⅡ期として大別しました。

次に六尺三寸のⅡ期に関して、どのように細分したかです。この点については切り合い関係と方位が役立ちました。Ⅱ期の主要な遺構の変遷を第2図に示しました。遺構の方向でグループ分けすると、真北より五度〜一五度も西に大きく振れる段階が想定できました。さらに切り合い関係から、この段階はⅡ期の中でも最も古く、5 a層に覆われていることが判り、これをⅡ a期としました。そして5 a層を切つて掘り込まれている遺構からなる新しい段階をⅡ b期としています。Ⅱ b期のなかでは、真北より三度前後東に振れるグループが切り合い関係からみて最も古く、Ⅱ a期に後続することが判り、これをⅡ b 1期としました。残る遺構に関しては、切り合い関係や出土遺物から最終段階と考えられる遺構を抽出したところ、溝が比較的多く含まれていました。これらの溝との位置関係や遺物から、最終段階の遺構をまとめ、Ⅱ b 3期としました。Ⅱ b 3期の遺構の方向には幅があり、果たして同時期として良いか問題が残っています。Ⅱ b 3期の溝に切られる遺構や、Ⅱ b 1期とⅡ b 3期との間の、どちらにも帰属させることが困難な遺構をⅡ b 2期としてまとめています。遺構の方向は比較的まとまっています。以上のような方法で、検出遺構を6期に分けた上で、各期の遺構に伴う遺物から、それぞれの年代が推定できました(第3〜5図)。

## 2 遺物を用いた年代推定

遺物を用いた年代推定では、遺物そのものもつ年代の指標としての有効性と、遺物の出土状況が問題となります。中世・近世の遺跡では、編年研究の進んでいる陶磁器以外にも、初鋳年の判る銭や紀年銘資料など、年代の指標として有効な遺物が期待できます。東北地方の中近世の遺跡から出土する陶磁器の編年研究につきましては、主要なものの文献名を挙げておきましたので、それをご参照ください。ここでは、建物跡の年代を推定するためには、遺物の出土

状況をどのように把握すればよいか、そのことについて考えてみます。

中近世の遺跡で検出される主要な建物跡は、掘立、礎石立、竪穴に分類されます。このうち、竪穴に関しては、皆さんご存知の、一九六六年に文化庁文化財保護部から出された『発掘調査の手引き』に、出土遺物から年代決定する際の手続きが示されています。少し長くなりますが、次に引用してみます。

「床に密着している土器が同一型式の土器である場合は竪穴が土器型式の年代にぞくしたと判断してよい。2型式以上の土器がある場合はそれぞれの数、保存程度、破片の大小、その発見位置などで判断すべきであろう。この竪穴付近に、古い型式の破片がみられ、混入の可能性がありうる場合は、その竪穴は新しい型式に属すると考える方がよい。竪穴は壁に近い部分から埋まっていく。新しい型式が竪穴中央部に多く検出されれば、竪穴が古い方の型式に属する一つの可能性を示す。竪穴内部の炉に付けてある土器、貯蔵用ピットにはいつている土器もその竪穴の年代を示すと考えてよい。柱穴内部の土に混入している土器片は必ずしも竪穴の年代を示すとは言いきれない。」(傍点は引用者)

引用文にあるように、竪穴であっても柱穴から出土した遺物をもって建物の年代を推定することは危険なわけで、それと同じことは、掘立や礎石立についても当てはまるでしょう。それでは掘立や礎石立建物の年代を遺物のほうからどのように推定すればよいのか。

さきほどの榎原さんや佐々木さんの話のなかで掘立柱建物跡の調査方法が出てきました。掘立柱建物に関しては、一九三四年に始まる法隆寺解体修理工事における東院礼堂の地下調査がきっかけとなり、柱を据えた際の掘方の検出が行われるようになりました。それから七〇年近い年月が経過していますが、その後、一九五四年に始まる平城京の発掘調査や、一九七五年の伯耆国庁第三次調査などを経て、いまや柱の掘り方、柱痕、柱の抜き取り穴などの検出は

全国で当たり前のように行われております。しかし、柱穴から出土した遺物を建物の年代にどう結びつけて考えるかについては、個々の調査現場の担当者間や調査機関毎に話し合われることはあっても、あまりにも当然のことと見なされているのか、公に正面からこの問題を取り上げた文章を目にしたことがありません。その一方で、大部分の報告書には、柱穴のどの部分から遺物が出土したか記載されていないため、本来遺物が、柱痕内、掘り方、抜き取り穴のいずれに帰属していたかを報告書ではほとんど確認できません。

一口に建物跡に関係して出土した遺物といっても、埋納・遺棄された遺物と単なる流れ込みとは当然ながら扱いがまったく異なるわけです。遺物が建物のどの場所から出土したかという点も重要な問題です。偶然遺構内に流れ込んだ遺物や整地に用いられた「不要品」にもとづき建物の年代を推定する場合には、建物跡との関係でより厳密に出土状況を把握する必要があります。「柱穴から出土した遺物」と一口に片づけてしまつては駄目であろうと思いません。

そこで実際に建物のライフサイクルにあわせて、次の四つに分けてみたら良いのではないかと思います。

① **建物が作られる際に流れ込むか再利用された遺物**（建物の年代は最新の遺物の年代以降）

整地層出土の遺物や、柱の掘り方や根石・礎石の掘り方（据え方）出土の遺物などが相当します。建物の造営に先だつて行われた整地層等には、建物が造営される以前に使われていた遺物が偶然混じっていたり、あるいは整地に再利用するために不要になった瓦を意識的に交ぜたりする場合があります。当然のことながら、これらの遺物の示す年代は、単に建物の年代よりも古いというだけで、必ずしも両者が近いという保証はありません。中世の掘立柱が縄文時代の遺物包含層を掘り込んでいけば、柱穴のなかに縄文土器や石器が入っていても何ら不思議はありません。整地に使われた瓦の分析などから、含まれる瓦がある建物の解体に伴って発生した一括資料であるなどの証明がなされた

場合にはじめて、整地層の上に立つ建物の年代を整地層中の瓦の年代に近いものと見なすことが可能になります。

② 建物の建造から廃絶までの間に埋納・埋設・遺棄された遺物（遺物の年代≠建物の年代）

地鎮関連遺物、柱や建物に附属する井戸の井戸枠など施設の一部を構成する遺物が相当します。地鎮関連遺物では、輪宝墨書土器や古銭の出土事例が比較的多いようです。かわらけの編年や銭の初鑄年が建物の年代を推定する際に有効です。近年、柱などの建築部材や井戸枠などを年輪年代測定する事例が増えていますが、詳細な観察を行った上で古材を転用・再利用している可能性がないかどうか確かめる必要があります。

③ 建物廃絶時ないしその直後に遺棄ないし一括廃棄された遺物（遺物の年代≠建物の年代）

いわゆる床面一括遺物などが相当します。残念ながら、中近世の遺跡ではごく稀です。

④ 建物の廃絶後に流れ込んだ遺物（遺物の年代が必ずしも建物の年代ではない）

礎石や柱の抜き取り穴出土遺物、竪穴の覆土の遺物、雨落溝の遺物などが相当します。建物と関係のない新旧様々な年代の遺物が含まれる可能性があります。遺物の年代がある程度収斂する場合には、建物の年代に結びつけることも可能ですが、建築様式や遺構の切り合い関係など、必ず遺物以外の点を十分に検討し、慎重に判断すべきです。ただし建物が火災を受けていることが明らかの場合、建物周辺から出土した被熱痕のある遺物は、建物の廃絶年代を示すものとして重要です。

3 古記録ならびに自然科学的分析手法を用いた年代推定

このテーマに関してはあまり詳しく述べることもないと思います。ただ一つ提言として、降下火山灰の扱いがあります。今や先史考古学の分野では、火山灰は年代の基準として不可欠なものですし、近世でも宝永四年（一七〇七）

に噴火した富士山の宝永火山灰は、江戸考古学の中で年代の指標となっているわけです。中近世に東北地方の火山が噴火しなかったのかというと、そんなことはありません。例えば、現在私の住んでおります弘前の場合ですと、岩木山は江戸時代に噴火が一二回、水蒸気爆発と思われるものが一回四回記録されています。その他、岩手山、鳥海山、栗駒山など多くの火山が中世以降も噴火しています。中近世遺跡の調査の中で火山灰らしいものがないのかどうか、もう一度、現場に立ち戻って確かめてみる必要があるだろうと思います。一箇所で見つかれば、それが引き金となって次々に発見されることもあるでしょう。たとえすぐに噴出源や年代を特定できずとも、データが蓄積されていけば、次第に噴出源や噴出年代を絞り込んでいける可能性があります。

#### 4 建築様式による年代推定

最後に建築様式による年代推定ですが、建築史の分野では、佐藤巧先生の『近世武士住宅』、草野和夫先生の『東北民家史研究』などの研究が参考になろうかと思えます。考古学サイドでは、いわき市教育文化事業団の松嶋直美さんが行った、福島県浜通り地方における掘立柱建物跡の柱間寸法の変遷に関する研究が注目されます(第6図)。松嶋さんの研究や、仙台城二の丸北方武家屋敷跡の調査成果が示すとおり、特定の地域のなかで議論する場合、柱間寸法は建物の年代を推定する際の指標として有効であると考えられます。今後、地域ごとに建物の柱間寸法を測り、時代性を明らかにする必要があります。



## 二 今後の課題

今後の課題として二つほど挙げておきました。

一つは、調査方法の改良についてです。やはり、年代決定は遺物で行う場合が多いわけですから、現場で遺物の出土状況を的確に把握し、如何に報告書に反映させるかということが建物の年代を推定し、さらに第三者がそれを検証する上で重要なカギとなるわけです。柱穴を調査する際には、柱穴に関して建物の造営から廃棄に至るプロセスを復元するように心がけ、柱穴から出土する遺物がどの部分からどのような状態で出土したのか、ということ報告書に明記すべきであると思います。柱穴の中に遺物があること自体、何とも思わないことがおかしいのです。なぜ柱穴に遺物が入っているのか、という点を考えた上で遺物を遺構の年代推定に使うべきでしょう。

二番目には、建物跡自体の型式編年をもっと整備していくべきだと思います。考古学的に議論可能な建築様式からの程度、建物の年代が推定できるのか。遺物などから年代の明確になった建物跡を各地域ごとに地道に集成することによって、もう少し型式編年ができていくのではないかと思います。そのためには当然ながら、調査現場できちんと柱穴を検出し、できる限り正確に建物を抽出するという前提があるわけですが……。

最後に突飛なことと思われるかもしれませんが、一つだけ付け加えたいことがあります。それは、絵図や絵巻などに描かれた建物に関して、その跡の発掘調査が行えれば、柱穴群から上屋構造を推定し、さらに復元された建物の型式から年代を推定するための有効なミドルレンジ研究になるのではないかとことです。東北地方で中世の建物を描いたものとしては、重要文化財に指定されている、平泉町中尊寺讚衡藏所蔵の「陸奥国骨寺村絵図」が現在知られ

る唯一のものです。この絵図面は詳細図と呼ばれるものと簡略な絵図の二枚が残されており、最近の研究では、ともに鎌倉時代後半に作られたと考えられています。絵図に描かれた中尊寺経藏別当領骨寺村は、現在の一関市蔽美町字駒形、中川、若井原、要害、沖要害、若神子、真坂の平野部周辺に相当します。地形を手がかりに、絵図に描かれた骨寺村を現在の地図の上に重ね合わせることができそうです。実際に絵図で建物が描かれている場所を掘ってみてはどうでしょう。掘ってみて絵図に描かれたような建物跡を検出できれば、まさにミドルレンジ研究としてこれほど有効なものはないでしょう。近世の古民家に関しては、各地で保存のための解体・移築が盛んですが、残念ながら、対象となる建物の基礎構造に関する考古学的調査記録が不十分なようです。中近世の建物跡の場合、ミドルレンジ研究が行いうるにもかかわらず、そうした研究が少なく、それが一つネックになっているのかなと思ひまして、付け加えさせていただきました。

引用・参考文献

- 青木謙一郎 一九八九年「岩木山」『空からみる日本の火山』丸善  
赤羽一郎 一九八三年『常滑 陶芸の歴史と技法』技報堂出版  
井上喜久男 一九八二年『尾張陶磁』ニューサイエンス社  
大石直正 一九八四年「中尊寺領骨寺村の成立」『東北文化研究所紀要』一五、東北学院大学  
大橋康二 一九九二年『肥前陶磁』考古学ライブラリー五五、ニュー・サイエンス社  
九州近世陶磁学会 二〇〇〇年『九州陶磁の編年』  
草野和夫 一九九一年『東北民家史研究』中央公論美術出版  
古泉 弘 一九九〇年『江戸を掘る』柏書房  
佐藤 巧 一九七九年『近世武士住宅』叢文社  
関根達人 一九八八年「相馬藩における近世窯業生産の展開」『東北大学埋蔵文化財調査年報』一〇  
東北大学埋蔵文化財調査研究センター 二〇〇〇年『東北大学埋蔵文化財調査年報』一三



- 東北中世考古学会 一九九七年『東北地方の在地土器・陶磁器Ⅰ』  
 東北中世考古学会 一九九八年『東北地方の在地土器・陶磁器Ⅱ』  
 東北中世考古学会 一九九九年『東北地方の中世出土貨幣』  
 中野晴久 一九八七年『近世常滑焼における甕の編年的研究ノート』『研究紀要』Ⅱ常滑市民俗資料館  
 西岡虎之助編 一九七六・七七年『日本荘園絵図集成』上・下、東京堂出版  
 日本貿易陶磁研究会 一九八二年『貿易陶磁研究』二  
 平泉研究会 一九九六年『地鎮・遺構の廃棄儀礼検討会資料』  
 福島県考古学会・同中近世部会 二〇〇〇年『東北地方南部における中近世集落の諸問題』  
 藤沢良祐 一九九一年『瀬戸古窯址群Ⅱ―古瀬戸後期様式の編年―』『研究紀要』X、瀬戸市歴史民俗資料館  
 藤沢良祐 一九九五年『瀬戸古窯址群Ⅲ―古瀬戸前期様式の編年―』『研究紀要』第三輯、瀬戸市埋蔵文化財センター  
 藤沢良祐 一九八八年『瀬戸市史 陶磁史篇』六瀬戸市史編纂委員会  
 文化庁文化財保護部 一九六六年『埋蔵文化財発掘調査の手引き』  
 松嶋直美 二〇〇〇年『福島県浜通り地方における中近世集落の諸問題』『東北地方南部における中近世集落の諸問題』  
 山本忠尚 一九八五年『調査技術論』『岩波講座日本考古学Ⅰ研究の方法』岩波書店  
 横田賢次郎・森田勉 一九七八年『太宰府出土の輸入中国陶磁器について』『九州歴史資料館研究紀要』4  
 吉岡康暢 一九九四年『中世須恵器の研究』吉川弘文館  
 吉田敏弘 一九九一年『骨寺村絵図の地域像』『絵図のコスモロジー』葛川絵図研究会